

提携システム確立事業計画書の策定に当たっての各項目の考え方及び留意事項等について

平 2 2 蚕提携第 4 1 号
平成 2 2 年 5 月 2 4 日
財団法人大日本糸会会頭通知

改めて申し上げるまでもなく、蚕糸・絹業関係者が蚕糸・絹業提携システムを構築して、蚕糸・絹業提携システム確立対策事業（以下「確立対策事業」という。）を実施するためには、提携システム確立事業計画書（以下「確立事業計画書」という。）を作成し、財団法人大日本蚕糸会会頭の承認を受けることが必要とされています。また、この確立事業計画書には、確立対策事業を実施するグループ（以下「提携グループ」という。）の事業運営の基本となる事項について合意した内容を、当該提携グループの規約又は契約書（以下「規約等」という。）の形にし、確立事業計画書に添付することになっています。

このような確立事業計画書は、養蚕農家をはじめ提携グループの構成員全員が十分話し合い、合意の上で作成されたものでなければならないものであり、時間を要するものがありますが、この確立事業計画書の承認を受ける期間は平成 2 2 年度までとなっており、残すところ一年となっています。

このような状況を踏まえ、この度、確立対策事業の実施を希望する提携グループが、確立事業計画書を円滑に作成できるよう、これまでの関係者の意見を考慮しつつ、確立事業計画書作成の流れ、各項目の考え方、留意事項等を取りまとめましたので、参考にして下さい。

また、規約等に関しては、財団法人大日本蚕糸会蚕糸・絹業提携支援センター（以下「提携支援センター」という。）が作成した「コーディネート活動ハンドブック」のⅦに、その模範例が示されていますので、参考にして下さい。

なお、確立対策事業実施後 3 年度目を迎える提携グループは、2 年間の事業実施状況を踏まえて確立事業計画書（規約等を含む。）の見直しを実施することとなっていますが、その見直しを実施するに当たっての参考にもして下さい。

提携システム確立事業計画書の策定に当たっての各項目の考え方及び留意事項等について（目次）

I 繭代及び繭流通に関する合意の形成について

1 養蚕農家の再生産が可能となる繭代について（実施要領別記様式第1号別紙の3関係）

（1）確立対策事業以前における繭代補填方式の考え方（一般蚕品種の場合）

（2）確立対策事業における考え方

ア 一般蚕品種の場合

（ア）実施要領別記様式第1号別紙の3及び規約書等の「養蚕農家の再生産が可能となる繭代」の欄への「標準繭」の価格の記入及び欄外への以下の事項の明記

① 当該提携グループで定めた「標準繭」について、その繭質の種類及びその品質水準並びに生糸量歩合

ア 標準繭に求める繭質の指標

イ 前記アで決めた繭質の品質水準

ウ 生糸量歩合

② 繭品質格差金の考え方

（イ）記入する標準繭の価格水準

（ウ）標準繭に換算する具体的数値の算出方法

① 当該提携グループの養蚕農家の繭生産費を自ら調査する場合

② 自ら調査しない場合

（エ）品質による格差及び生糸量歩合にかかわらず定額とする場合

イ 特殊蚕品種の場合

（ア）実施要領別記様式第1号別紙の3及び規約書等の「養蚕農家の再生産が可能となる繭代」の欄への「標準繭」の価格の記入及び欄外への「標準繭」の品質基準及び格差金の考え方並びに「標準繭」の生糸量歩合の明記

（イ）「標準繭」の価格水準

（ウ）品質による格差及び生糸量歩合にかかわらず定額とする場合

2 繭の品質による格差金について

(1) 一般品種の場合

ア 生糸量歩合を反映させる方式（掛目方式）を採用する場合

A案： 解じょ率により繭格（5A～E）及び繭格ごとの格差掛目を決め、これに生糸量歩合を乗じて格差金とする。

B案： 高品質繭を確保する観点から、表2の格差を拡げる。

C案： 選除繭率により格差を決め、これを格差掛目に換算して生糸量歩合を乗じ、格差金とする。

D案： 確立対策事業の格差金（選除繭歩合と解じょ率の組合せ）の考え方に準じた格差金とする。

E案： 上記D案では格差が大きいということであれば、一定率を乗じて格差を縮小する。

F案： 提携グループで決めた繭の形質（解じょ率、選除繭率、繭糸織度等）の品質が一定以上であれば、その繭に定額の格差金を支払う。

イ 生糸量歩合を反映させない方式（定額方式）を採用する場合

G案： 一定以上の品質の繭に定額の格差金を支払う。

H案： 品質及び生糸量歩合に関係なく、定額の格差金を支払う。

(2) 特殊蚕品種の場合

(3) 製糸段階での選除繭歩合を繭代格差に反映する場合

(4) 生糸に加工しない繭の場合の繭の格差金の考え方

3 格差金以外の養蚕農家への支払いについて

4 繭流通経費に対する負担について

(1) 関係農協への集荷指導費

(2) 繭輸送経費

(3) 繭鑑定等の料金

5 繭代の支払い期日について

6 繭代の支払い方法について

Ⅱ 蚕種代関係の考え方の決定について

Ⅲ 製糸等の加工賃の考え方について

- 1 製糸の加工賃の考え方
- 2 製織・製編、撚糸、精練、染色等の加工賃の考え方

Ⅳ 繭の計画的な消費について

Ⅳ 提携システムの生産物の所有関係の考え方の整理

- 1 基本的考え方
- 2 副蚕糸（きびそ、びす、揚り繭、蛹等）の所有権について
- 3 製糸段階の選除繭の所有権について

（別記）一般蚕品種と特殊蚕品種の分類

I 繭代及び繭流通に関する合意の形成について

1 養蚕農家の再生産が可能となる繭代について(実施要領別記様式第1号別紙の3関係)

確立対策事業を実施するために決めなければならない事項の一つとされる「養蚕農家の再生産が可能となる繭代水準」については、次のように対応することが適切と考えられます。

(1) 確立対策事業以前における繭代補填方式の考え方

以前における繭代補填方式の考え方は、繭取引の慣行に立脚した次のようなものでした。

(国が繭代補填として支払っていた金額)

- ① 定額分：1,418円（繭1kg当たり。消費税を含まない。以下、繭代については、特段の注記がなければ同様であり、省略する。）

（繭質及び生糸量歩合を問わない。）

- ② 繭質加減算分：繭質による格差金（選除繭歩合と解じょ率の組合せにより、-800円～+381円の格差を金額で提示。生糸量歩合を問わない。表1を参照）

表1

解じょ率 選除繭歩合	64%以下	65%以上 79%以下	80%以上 84%以下	85%以上
1.4%以上	-800円	-300円	-150円	0
0.4%以上 1.3%以上	-300円	0	0	0
0.3%以下	-150円	0	+302円	+381円

$$\text{解じょ率 (\%)} = \{ \text{繰糸粒数} \div (\text{繰糸粒数} + \text{落繭回数}) \} \times 100$$

（製糸業者、真綿業者等（以下「製糸業者等」という。）が自己負担分として支払っていた金額）

{ 定額分（1000円）÷標準生糸量歩合（18.5%）+繭格による格差掛目（表2を参照）} ×当該繭の生糸量歩合

表 2

繭格	5A	4A	3A	2A	A	B	C	D	E
解じょ率	85% 以上	84~80	79~75	74~70	69~65	64~60	59~55	54~50	49 以下
格差掛目	+500	+390	+280	+140	0	-140	-280	-440	-530

(注) 製糸が従来から使用している、解じょ率による格差掛目（繭 1 kg 当たり。以下同じ。）

(用語説明)

- 掛目： 繭取引の慣行として使われるもので、生糸 1 kg を生産するのに必要な原料繭の代金を円単位の数値（〇〇）で現し、これを〇〇掛と称する。この掛目に、その繭の生糸量歩合を乗じると、その繭 1 kg の繭代になる。また、1 kg の繭代をその繭の生糸量歩合で除すると掛目になる。

$$\text{掛目} \times \text{生糸量歩合} = \text{繭代}$$

$$\text{繭代} \div \text{生糸量歩合} = \text{掛目}$$

なお、通常、繭代（1 kg 当たり）は、

$$\text{繭代} = (\text{標準掛目} + \text{格差掛目}) \times \text{生糸量歩合}$$

の算式で求められる。

- 標準掛目： 当該蚕品種の標準繭の掛目
- 標準繭： 当該蚕品種の標準的な品質の繭。一般蚕品種の場合は、現在、繭格 A（表 2 参照。解じょ率によりランク分けされており、格差掛目は 0）で、生糸量歩合 18.5% の繭を指す。
この標準繭の繭代を 1, 518 円/kg とすれば、上記標準掛目は、
 $1518 \text{ 円} \div 0.185 = 8,205 \text{ 掛}$ となる。
- 格差掛目： 繭質による格差金を生糸量歩合で除したもの。したがって、格差掛目に生糸歩合を乗じると品質格差分の繭代になる。
- 生糸量歩合： 当該繭から得られた生糸量を、当該繭全体の重量で除したもの。繭が重くても、蛹が重く繭層は薄かったり、解じょ率が低かったりすると、生糸量歩合は低くなり、繭代も安くなる。

(繭代試算例)

確立対策事業以前における繭代補填方式により

- ㊦ 選除繭歩合：0.3%
- ① 解じょ率：84%（4A）
- ㊧ 生糸量歩合：19.23%（群馬県における一般蚕品種の繭の平均生糸量歩合・・・20,21年産繭の平均）

の繭について、その繭代を試算すると、次のとおり算定されることとなる。

$$1,418 \text{ 円 (前記①定額分)} + 302 \text{ 円 (前記②繭質加減算分)} + \\ \{(100 \text{ 円} \div 0.185 + 390 \text{ 掛}) \times 0.1923\} \text{ (前記③製糸業者} \\ \text{自己負担分)} \div 1,899 \text{ 円/kg}$$

(2) 確立対策事業における考え方

確立対策事業以前における繭代補填方式の考え方を踏まえつつ、次のように整理することが適切と考えられます。なお、一般蚕品種と一般蚕品種以外品種（以下「特殊蚕品種」という。具体的な蚕品種がいずれかであるかについては、別記「一般蚕品種と特殊蚕品種の分類」を参照）とでは、1粒当たりの繭の重さ、解じょ率、生糸量歩合等の繭質が異なるので、両者は分けて考えることが適切と考えられます。

ア. 一般蚕品種の場合

(ア) 実施要領別記様式第1号別紙の3及び規約書等の「養蚕農家の再生産が可能となる繭代」の欄には、当該蚕品種の「標準繭」の価格を記入するとともに、欄外に、繭代算定方法の明確化のため、以下の事項を明記します。

- ① 当該提携グループで定めた「標準繭」について、その繭質の種類及びその品質水準並びに生糸量歩合
- ㊦ 標準繭に求める繭質の指標（解じょ率、選除繭歩合、繭糸繊度等の繭質のうち、当該提携グループが指標として採用した繭質の種類）

④ 前記③で決めた繭質の品質水準

- ・ 解じょ率：(例) 65%以上～69%以下
(上記(1)の③の表2のA格(格差0)の品質に相当)
- ・ 選除繭歩合：(例) 1%超～1.4%以下
(後記2の(1)のアのC案の表の格差0の品質に相当)
ただし、標準繭の繭質の指標には採用しない場合が多い。
- ・ 繭糸繊度： 細繊度品種で、特に繭糸繊度を標準繭に求めるのであれば、当該品種の標準的な繭糸繊度を参考に、例えば2.4d以上～2.6d以下を標準繭の繭糸繊度と定めることとなる。ただし、標準繭の繭質の指標には採用しない場合が多い。

⑤ 生糸量歩合

一般蚕品種の場合、通常18.5%

② 繭品質格差金の考え方

当該提携グループで決定した繭品質格差について、その指標とする繭質の種類及び格差の付け方の考え方並びに適用する具体的な格差金の額(後記2の「繭の品質による格差金について」を参照)

(イ) 記入する標準繭の価格水準は、繭を生産する上で最低限の生産コストである、家族労働報酬に物財費中の現金支出を加えた額を標準繭の場合に換算した金額とし(後記(ウ)の②の数値を用いるときは、家族労働報酬に、生産費中の物財費のうちの現金支出を加えた額(2,155円/kg)を標準繭に換算した2,010円/kg)となる。)、この額を下回らないこととします。

(ウ) 標準繭に換算する具体的数値の算出方法は、以下の方法によります。

- ① 当該提携グループの養蚕農家の繭生産費を自ら調査する場合は、当該調査で算出された家族労働報酬に物財費中の現金支出を加えた数値を基に、下記②の換算方法を参考に標準繭の場合に換算することとします。
- ② 自ら調査しない場合は、財団法人大日本蚕糸会(以下「本会」という。)が実施している先導養蚕農家の養蚕経営調査の数値を用いることができることとします。

㉞ 家族労働報酬に物財費のうちの現金支出を加えた額： 2, 155円/kg
・・・A

- ・ 家族労働報酬： 1, 034円/kg
- ・ 物財費のうち、現金支出： 1, 121円/kg

上記の数値は、本会が行った養蚕経営調査農家（これらの養蚕農家の年間収繭量は、平均で2トン弱の大規模養蚕経営農家）のうち、特殊蚕品種飼育農家及び桑病等発生農家を除く養蚕農家の平均値（繭1kg当たり、平成20年産及び21年産の平均）です。

㉟ 標準掛目： 10, 864掛・・・B

㉞のAの2, 155円と、調査対象農家の繭の平均品質から、標準繭の価格を算出するための基準となる平均標準掛目を算出すると、10, 864掛となる。

(標準掛目+478掛)×0.190=2, 155円/kg

478掛：当該繭の繭質（解じょ率）による品質格差上乘せ分（格差掛目）

0.190：当該繭の生糸量歩合

㊱ 標準繭に換算した額： 2, 010円/kg・・・C

標準繭の品質として、解じょ率による繭格（前記（1）の㉜）を採用し、その繭格をA格（格差掛目0）及び生糸量歩合は18.5%とすれば、

10, 864掛（B）×0.185=約2, 010円/kg

(エ) 品質による格差及び生糸量歩合にかかわらず定額とする場合は、実勢を尊重し、標準繭の場合に換算しない数値（上記（ウ）の㉞のA：2, 155円/kg）を下回らないこととします。したがって、上記（ア）の㉞及び㉟については、記入する必要はありませんが、定額方式においては、繭質及び生糸量歩合が繭代に反映されない（繭の鑑定等をしないことも考えられます。）、養蚕農家での自主選繭の徹底等について、提携グループ内で十分話し合っておく必要があります。

イ. 特殊蚕品種の場合

特殊蚕品種の繭は、消費者に評価される優れた特長を持つ絹織物になるなどの長所を持つ反面、一般蚕品種の繭に比べて、繭糸織度が細く解じょ率が低い、繭が小さく蚕種1箱当たり収繭量が低い、繭層が薄く生糸量歩合が低い、飼育しにくいなど

の短所を持つことが少なくないので、特殊蚕品種の標準繭の価格、その品質、品質等による格差金等については、それらの特長や一般品種との違いを考慮して決める必要があります。したがって、次のように対応することが適切と考えられます。

(ア) 実施要領別記様式第1号別紙の3及び規約書等の「養蚕農家の再生産が可能となる繭代」の欄には、一般蚕品種の場合に準じて、当該蚕品種の「標準繭」の価格を記入するとともに、欄外に、繭代算定方法の明確化のため、この「標準繭」の品質基準及び格差金の考え方並びに「標準繭」の生糸量歩合（当該地域における当該蚕品種の平均的な水準の値）を明記します。

(イ) 「標準繭」の価格水準は、当該蚕品種固有の形質等（生糸や絹織物になった場合に現れる繭の特質、更には蚕の幼虫が持つ飼育に関する特性で、生糸量歩合、繭糸長、解じょ率、繭糸織度、単繭重（箱当たり収繭量）、耐病性、眠の揃い等飼育の難度等を意味します。以下同じ。）を勘案して提携グループで協議し、関係者合意の上、決定することとします。ただし、決定に当たっては、次の式により求められる額、すなわち、繭代への影響の大きい、生糸量歩合及び箱当たり収繭量について、一般蚕品種と特殊蚕品種の形質の差を勘案して調整を行った額を下回らないこととします。

2, 010円

+ (プラス) 2, 010円 × {(当該地域における春嶺×鐘月又は錦秋×鐘和の過去2又は3年間の生糸量歩合の平均 ÷ 当該地域等における当該蚕品種の過去2又は3年間の生糸量歩合の平均) - 1}

+ (プラス) 2, 010円 × {(当該地域における春嶺×鐘月又は錦秋×鐘和の過去2又は3年間の箱当たり収繭量の平均 ÷ 当該地域等における当該蚕品種の過去2又は3年間の箱当たり収繭量の平均) - 1}・・・D

ただし、上式により算出された額が2, 010円/kgを下回る場合は、2, 010円/kgとすることとします。

(ウ) 品質による格差及び生糸量歩合にかかわらず定額とする場合は、当該蚕品種固有の特質、形質等を勘案して、「標準繭」の価格（上記（イ）のDの額）に上乘せする額を提携グループで協議し、関係者合意の上、決定することとします。なお、上記（ア）の品質基準及び格差金の考え方並びに標準繭の生糸量歩合については、記入する必要はありませんが、定額方式は繭質を繭代に反映しない

ので（繭の鑑定等をしないことも考えられます。）、農家での自主選繭の徹底等について、提携グループ内で十分話し合っておく必要があります。

2 繭の品質による格差金について

繭は、蚕品種の違いにより、蚕期により、養蚕農家により、さらには飼育期間の気象条件等により、その品質が変わってきますので、提携グループは、「標準繭」の価格の他に、繭の品質等に応じて加算又は減算する格差金を設けることが適切と考えられますが、その考え方は、提携グループが求める繭の品質により異なると思われるので、以下に考え方の例を示しました。これらを参考にして、特に提携グループで飼育している蚕品種固有の特質、形質等を勘案して、提携グループ内、特に養蚕農家、関係農協、関係製糸等と十分協議し、関係者合意の上、決定し、実施要領別記様式第1号別紙の3及び規約等の所定の場所に明記することとします。

(1) 一般品種の場合

ア. 生糸量歩合を反映させる方式（掛目方式）を採用する場合

繭の価値の中で最も重要なことは、特殊な生糸の例を除けば、その繭からどれだけの生糸がとれるか（生糸量歩合）ですが、生糸量歩合を繭の価格に反映するには、格差金についても一度掛目に換算して（格差掛目）、その数値に生糸量歩合を乗じることになります。格差金のあり方については、様々な考え方があり得ますが、以下、その例を示します。それぞれのグループで十分検討の上、適切と考えられるものを採用して下さい。

なお、格差金に生糸量歩合を反映する方式を採用した場合には、標準繭の部分についても、同様に生糸量歩合を反映した繭代算定方式にすることとします。

A案： 解じょ率により繭格（5A～E）及び繭格ごとの格差掛目を決め、これに生糸量歩合を乗じて格差金とする。（製糸が従来から用いている方式で、繰糸能率、生糸品質の両面から、特に解じょの良さに注目して格差を設ける。）

表2（再掲）

繭格	5A	4A	3A	2A	A	B	C	D	E
解じょ率	85%以上	84～80	79～75	74～70	69～65	64～60	59～55	54～50	49以下
格差掛目	+500	+390	+280	+140	0	-140	-280	-440	-530

（注）製糸が従来から使用している、解じょ率による格差掛目（繭1kg当たり。以下同じ。）

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010 円

標準生糸量歩合：18.5%

繭格：5A (+500 掛)

検定生糸量歩合：19.23%

支払繭価：(2,010 円÷0.185+500 掛) ×0.1923≒2,185 円

B案：高品質繭を確保する観点から、表2の格差を上げる。

例えば、格差を表2の2倍にすれば、5A格の繭の格差掛目は1,000掛となります。

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010 円

標準生糸量歩合：18.5%

繭格：5A (+1000 掛)

検定生糸量歩合：19.23%

支払繭価：(2,010 円÷0.185+1,000 掛) ×0.1923≒2,282 円

C案：選除繭率により格差を決め、これを格差掛目に換算して生糸量歩合を乗じ、格差金とする。(農家における、これまで以上の徹底した選繭を奨励する観点から格差を設ける。)

参考例として、下表を示します。また、当該品種の地域の平均生糸量歩合が19.23%の場合の換算掛目への変換例(格差金を0.1923で除す。)も、合わせて下表に示します。

(表3)

選除繭率 格差	0.3%以下	0.3超～ 1%以下	1%超～ 1.4%以下	1.4%超～ 3%以下	3%超
格差金	+300 円	+150 円	0 円	-150 円	-300 円
上記の 掛目換算	+1,560 掛	+780 掛	0 掛	-780 掛	-1,560 掛

(注) 選除繭率による差を設けたものである。(ランクは例示であり、0.3%以下に、更に高いランクを設ける考え方もある。)

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010 円

標準生糸量歩合：18.5%

選除繭歩合：0.2%+1560 掛)

検定生糸量歩合：19.23%

支払繭価：(2,010 円÷0.185+1,560 掛) ×0.1923≒2,389 円

D案： 確立対策事業の格差金（選除繭歩合と解じょ率の組合せ）の考え方に準じた格差金とする。（当該地域における当該品種の2又は3年間の平均生糸量歩合で格差金額を除して、格差掛目に変換）

(表4) (確立対策事業における格差金：金額による格差)

解じょ率 選除繭歩合	64%以下	65%以上 79%以下	80%以上 84%以下	85%以上
1.4%以上	-800 円	-300 円	-150 円	0
0.4%以上 1.3%以上	-300 円	0	0	0
0.3%以下	-150 円	0	+302 円	+381 円

また、当該品種の地域の平均生糸量歩合が19.23%の場合の格差掛目への変換例

(表4を0.1923除す。)を下記に示す。

(表5)

解じょ率 選除繭歩合	64%以下	65%以上 79%以下	80%以上 84%以下	85%以上
1.4%以上	-4,160 掛	-1,560 掛	-780 掛	0
0.4%以上 1.3%以上	-1,560 掛	0	0	0
0.3%以下	-780 掛	0	+1,570 掛	+1,981 掛

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010 円

標準生糸量歩合：18.5%

解じょ率：84%、選除繭歩合：0.2%・・・+302 円=+1,570 掛

検定生糸量歩合：19.23%

支払繭価：(2010 円÷0.185+1,570 掛) ×0.1923≒2,391 円

E案：上記D案では格差が大きいということであれば、一定率を乗じて格差を縮小する。

F案：提携グループで決めた繭の形質（解じょ率、選除繭率、繭糸織度等）の品質が一定以上であれば、その繭に定額の格差金を支払う。

定額の格差金を、当該地域における当該蚕品種の平均的な生糸量歩合（群馬県の例であれば、19.23%）で除して格差掛目に変換し、当該繭の生糸量歩合を乗じる。

ただし、定額の格差金は、他の格差金との均衡から、前記1の(2)のAの(ウ)のAの額から、同Cを減じた額(145 円)を下回らないこととする。また、格差の指標とする繭質（解じょ率、選除繭歩合、繭糸織度等）の種類及びその種類ごとの格差金を支払う品質水準並びに具体的な格差金の額を明記します。

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010 円

標準生糸量歩合：18.5%

定額格差金の例：解じょ率 80%以上で、かつ、選除繭率 0.5%以下の繭に対して、300 円/kg上乗せ

生糸量歩合：19.23%

支払繭価：(2010 円÷0.185+300÷0.1923) ×0.1923≒2,389 円/kg

イ. 生糸量歩合を反映させない方式（定額方式）を採用する場合

掛目方式による方式は、算定が面倒であること等の理由から、生糸量歩合にかかわりなく定額にすることも考えられます。なお、格差金に生糸量歩合を反映しない定額方式を採用した場合には、標準繭の部分についても、同様に生糸量歩合を反映しない定額方式にすることとします。

G案：一定以上の品質の繭に定額の格差金を支払う。

定額の格差金は、他の格差金との均衡から、前記1の(2)のAの(ウ)Aの額から同Cを減じた額(145円)を下回らないこととします。

また、格差の指標となる繭質(解じょ率、選除繭歩合、繭糸繊度等)の種類及びその種類ごとの格差金を支払う品質水準並びに具体的な格差金の額を明記します。

(繭代試算例)

標準繭の繭代：2,010円

定額格差金の例：解じょ率80%以上で、かつ、選除繭率0.5%以下の繭に対して、300円/kg上乗せ

支払繭価：2010円+300円=2,310円/kg

H案 品質及び生糸量歩合に関係なく、定額の格差金を支払う。

定額の格差金は、上記1の(2)のAの(ウ)Aの額から同Cを減じた額(145円)を下回らないこととします。なお、この案では、繭の鑑定等をしていない場合が一般的ですが、繭の品質を確認する意味で、適時、繭の鑑定等を実施することを推奨します。

また、具体的な格差金の額を規約等に明記することとしますが、蚕期ごとに異なることとするか、蚕期にかかわらず同額とするかについては、提携グループ内で十分話し合って決めて下さい。

(試算例)

標準繭の繭代：2,010円

定額格差金の例：300円/kg上乗せ

支払繭価：2010円+300円=2,310円/kg

(2) 特殊蚕品種の場合

特殊品種は、前記1の(2)のイで述べましたように、一般蚕品種に比べ、品種固有の形質が劣っている場合(生糸量歩合が低い、解じょ率が低い、単繭重が軽い、箱当たり収繭量が低い、発育が不揃いで飼育しにくい等)が多い傾向にあります。また、細繊度品種が多く、繭糸繊度による格差(減額を含む。)を設けることが、目的とする繭糸繊度の繭を得る上で、有力なインセンティブとなります。これらの事情を考慮し、前記(1)の一般蚕品種の格差の考え方に準じて、提携グループ内で

十分協議し、品質格差の考え方を決定することが適切と考えられます。

(3) 製糸段階での選除繭歩合を繭代格差に反映する場合

提携グループが必要とする生糸になる繭は、高品質な生糸を生産する等の目的で、製糸段階でもう一段階厳しい選繭をした繭であり、消費者に評価される絹製品を製作していく考え方を養蚕農家段階から共有していくために、製糸工場に入荷する際に行う生繭段階での選除繭歩合を繭代格差に反映する方法も考えられます。

この考え方を導入する場合は、その際に行う繭の選除の基準（選除繭の種類、繭選別機・装置の機種及び荷口単位（養蚕農家ごと、集落ごと、農協ごと、市町村ごと、県全体、グループ全体等。以下同じ。）、更に必要があれば、繭選別機・装置の光源の種類、光度等）並びに選除繭歩合による格差のランク分け及びランク別の格差金について、提携グループ内（特に、養蚕農家、関係農協及び製糸業者）で十分協議し、合意の上、実施する必要があります。合意の内容は、規約等に明記することとします。

また、格差金を決めるに当たっては、既に繭の鑑定等が行われていることを考慮し、格差金を0円とする標準的な選除繭歩合の幅を大きくするとともに、マイナス格差は小さくし、プラス格差に重点を置く配慮が必要です。

なお、生糸に加工しない場合（真綿、シルクパウダー等への加工）も、上記の考え方に準じた対応を行うこととします。

(4) 生糸に加工しない繭の場合の繭の格差金の考え方

生糸に加工しない繭（繭クラフト原料、真綿原料、シルクパウダー原料等）の繭の格差金の考え方については、繭の利用の仕方により多様であり、一般的には、定額とする場合が多いと考えられますが、繭の利用の仕方により、適切な評価方法、その評価法に基づくランク分けとランク別の具体的な格差金等について、提携グループ内で協議し、合意の上、実施する必要があります。また、合意の内容は、規約等に明記することとします。

3. 格差金以外の養蚕農家への支払いについて

繭生産安定奨励金、特殊品種の場合の掛り増し経費への補填金（箱当たり収繭量の低い蚕品種に対する配慮：一般蚕品種に比べ掃立箱数が増えることに伴う、蚕種代の補填や箱当たりで決まっている稚蚕飼育料への補填等）、飼育不揃いによる飼育作業増加に対する補填金、全齢桑育に対する掛り増し経費への補填金等、養蚕農家に対する繭代以外の支払いについては、提携グループ内で十分協議して、合意の上、決定し、その内容（考え方、具体的金額等）を規約等に明記することとします。

4. 繭流通経費に対する負担について

繭流通経費に関するこれまでの慣行は、養蚕農家と製糸業者等の間で協議し、両者が応分の負担をしてきましたが、提携グループにおいては、原則として、グループ全体で負担することが適切と考えられますので、下記に関する事項については、いずれも、提携グループ内（特に、養蚕農家、関係農協及び製糸業者等）で協議して決定し、その内容（考え方、具体的金額等）を規約等に明記することとします。

（1）関係農協への集荷指導費

原則として、提携グループの負担とし、関係農協等と協議の上、決定することとします。

（2）繭輸送経費

原則として、60円/kgまでは養蚕農家の負担とし、60円/kgを越える額は、提携グループの負担とすることとします。

（3）繭鑑定等の料金

原則として、提携グループの負担とします。なお、繭鑑定等の荷口単位についても、提携グループ内で協議して、あらかじめ決めておく必要があり、個別養蚕農家別の場合は、一部農家負担も考えられます。

5. 繭代の支払い期日について

繭鑑定等の結果に基づき、春繭については原則として8月10日までに、初秋繭については、原則として10月20日までに、晩秋繭については原則として12月10日までに支払うものとし、その旨を規約等に明記することとします。

6. 繭代の支払い方法について

提携グループから養蚕農家への繭代の支払い方法については、以下の方法を参考に、提携グループ内（特に、養蚕農家、関係農協、製糸業者等）で協議して決定し、規約等に明記することとします。

なお、下記③及び④の方法については、上記5の期日までに、製糸業者等が養蚕農家へ繭代を支払わなければならないことから、その期日以前までに、製糸業者等は提携グループに当該繭を加工した生糸等を納品し、当該繭代を含む生糸等の代金の支払いを受けるか又は提携グループから当該繭代を含む生糸等の代金を前払いしてもらう必要がありますので、③及び④の方法をとる場合は、このことが可能であるか否か十分留意する必要があります。

- ① 農協を経由して農家に支払う。
- ② 製糸業者等を通じて、農協を経由して農家に支払う。
- ③ 生糸等の代金に含めて、製糸業者等に支払い、製糸業者等が農協経由で農家に支払う。
- ④ 製糸業者等が自らの負担で、繭代を農協を経由して農家に支払い、その繭代を含めた生糸等の代金を製糸に支払う。
- ⑤ ②と④を組み合わせる支払う。

II 蚕種代関係の考え方の決定について

提携グループには極力蚕種関係者が加わり、各々の提携グループが、蚕種製造業者、関係農協、特に蚕種代を支払うこととなる養蚕農家と十分協議し、一般蚕種又は特殊蚕種の蚕種代を決めることが適切と考えられます。決定した蚕種代は、規約等に明記することとします。

また、蚕種代の支払いは、養蚕農家が関係農協を通じて支払うのが一般的ですが、提携グループ（提携グループの責任者）が関係農協を通じて又は直接蚕種製造業者に一括して支払うケースもあり、いずれにするかは提携グループ内で協議して決定することとします。

なお、決定した蚕種代が高額になる場合、養蚕農家が支払う蚕種代の一部を、提携グループで負担することが考えられます。

III 製糸等の加工賃の考え方について

1. 製糸の加工賃の考え方

蚕品種（繭）の形質（解じょが悪い、繭層が薄く繰糸しにくい等）、繰糸方法、求められる品質、生産コスト等を考慮し、当該絹製品の製作活動に入る以前に、提携グループ内で協議して決定することとします。この加工賃は、極力規約等に明記することとし、一方、求められる生糸の品質（節、織度偏差、抱合等）についても、製糸と生糸需要者（製織、製編、撚糸、染色等関係者及び提携グループの責任者）が十分協議し、具体的水準を決めて書面として残しておくことが望ましいと考えられます。更には、必要に応じて生糸需要者が重視する品質について、製糸又は第三者による生糸検査を行う等決められた品質水準を点検する体制を構築しておく必要があります。

2. 製織・製編、撚糸、精練、染色等の加工賃の考え方

織（編）物、組ひも等の加工賃については、その加工の特殊性、求められる品質、生産コスト等を考慮し、当該絹製品の製作活動に入る以前に提携グループ内で協議し

て決定することとします。この加工賃は、規約等に明記することが望ましいと考えられます。また撚糸、精練、染色等の加工賃についても同様な考慮を行い、提携グループ内で協議して事前に決定しておくことが望ましいと考えられます。

また、生糸に加工しない場合（真綿、紬糸、シルクパウダー等への加工）の加工賃の考え方については、加工の仕方により多様であり、その加工の特殊性、求められる品質、生産コスト等を考慮し、当該絹製品の製作活動に入る以前に提携グループ内で協議して決定することとします。この加工賃は、規約等に明記することとします。

IV 繭の計画的な消費について

確立対策事業における提携グループへの交付金は、当該提携グループが消費する繭の量によって決められていることから、当該繭を確実に消費する（計画に沿って、生糸、真綿、シルクパウダー等に加工する、シルク工房等や繭クラフト用に繭で販売する等）必要があり、事業年度内（3月末）までに、当該繭を生糸等に加工することが原則ですが、製糸工場等における操業の安定等を勘案し、止むを得ない場合でも、翌年の春繭の支払いまでには、当該繭の全量を生糸等に加工するなど、計画的に消費しなければならないこととします。なお、2月末時点の繭の消費状況及び残余の繭の消費計画（いずれも蚕品種別）について、3月末までに提携支援センターに報告するものとします。

V 提携システムの生産物の所有関係の考え方について

1. 基本的考え方

提携グループは、その構成員から独立した別の存在で、交付金の交付対象ともなっているものですので、例えば提携グループから養蚕農家に対し繭代金が支払われれば、繭は提携グループのものとなります。それ以降の過程においても、各構成員はモノの所有権は持たず（提携グループが所有したまま）、自ら行う工程の請負作業料金として提携グループから支払いを受け、当該工程を完了させることとなります。（例えば、製糸業者は、製糸加工賃を得て繰糸する、機業者は、製織賃を得て製織する等）

ただし、繭を製糸業者等が責任をもって買い入れ、繰糸等を行った後、提携グループに販売するという形態も、提携グループ内の合意が成立すればあり得ることです。その場合には、提携グループは、繭代プラス製糸等加工賃を製糸業者等に支払うこととなります。

最終製品も提携グループのものであり、その販売は、原則として提携グループの名において行われることとなりますが（その実質的責任者は提携グループの代表者）、これまでのブランド等の関係もあることから、その方法については、提携グループ内で協議して決定することとします。

2. 副蚕糸（きびそ、びす、揚り繭、蛹等）の所有権について

副蚕糸は、上記1の考え方によれば提携グループの所有物ですが、その処分は製糸業者等が行うことが適切ですので、原則として、製糸等工程終了後所有権を製糸業者等に移転することとともに、その代金相当額と処理費用の取扱いについては、あらかじめ提携グループ内で協議し、製糸業者等との間で合意しておかなければなりません。これらの合意内容は、規約等に明記することとします。

3. 製糸段階の選除繭の所有権について

製糸段階の選除繭についても、基本的に上記2と同様の考え方とします。ただし、あらかじめ選除の基準及び選除繭の代金根拠を決定しておくこととし、その内容を規約等に明記することとします。

また、生糸に加工しない場合（真綿、シルクパウダー等への加工）においても、上記の製糸段階の選除繭の場合と同様とします。

（この選除繭は、すでに交付金の対象となった繭から選除したものであり、この選除繭を当該提携グループ以外に処分（売却等）する場合は、事前に提携支援センターと協議し、了解を得てから行わなければなりません。したがって、あらかじめ製糸等段階の選除繭を売却するのか、利用するのかについて、確立事業計画書に明示しておくことが望ましいと考えられます。

なお、この選除繭は、養蚕農家が特定されているので、この選除繭を使った絹製品は、純国産絹マークの対象になります。）

4. 製糸業者等の役割について

以上述べたことは、生産物の所有関係について整理したものであり、従来から製糸業者が果たしてきた繭生産に対する助言、指導等の役割を否定するものではありません。提携グループの構成員が、よりよい絹製品づくりに向けて、それぞれの役割を果たしていくのは当然のことです。

(別記) 一般蚕品種と特殊蚕品種の分類

1 定義

(1) 一般蚕品種： 春嶺×鐘月及び錦秋×鐘和と繭質（解じょ、繭糸織度、繭糸長等）
や生糸量歩合がほぼ同程度の蚕

(2) 特殊蚕品種： 一般蚕品種とは異なる特性を有している蚕（在来品種（明治時代に飼育されていた蚕）及び在来品種を現代化した品種（在来品種に、現代の優れた原種を交雑して、生糸量歩合等を向上させた蚕）を含む。）

2 具体例

(1) 一般蚕品種

繭糸織度(2.8~3.0d)： 春嶺×鐘月、錦秋×鐘和、ぐんま 200、朝日×東海、芙蓉×つくばね等

(2) 特殊蚕品種

- ① 繭糸が太い(4.0d程度)：蚕太等
- ② 繭糸が中細(2.5d程度)：世紀二一、松岡姫、蚕技研11号等
- ③ 繭糸が細い(2.2d程度)：あけぼの、かいりょう×あけぼの、白繭細1号、白繭細2号等
- ④ 繭糸が極細(1.6d程度)：はくぎん、極細1号等
- ⑤ レモン色した繭：いろどり、緑繭1号、新青白等
- ⑥ 黄色い繭：ぐんま黄金、鐘光×黄玉、黄白（雌が黄繭、雄が白繭）等
- ⑦ 雄のみの飼育目的：プラチナボーイ
- ⑧ 玉繭を多くつくる品種：玉小石等

(在来品種)

明治時代： 小石丸、又昔、赤熟、青熟、鬼縮等

大正時代： 分離白1号×支106号等

(在来種を現代化した品種)

新小石丸、上州絹星、改良小石丸、青熟×支21号、種ガ島×支21号、鬼縮×C5、世界一×中515号等